

秋体協 ー 505  
平成24年10月19日

県内旅行代理店各位

公益財団法人 秋田県体育協会  
会長 鈴木 洋一

「第11回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）」の  
受託旅行代理店選定に係るプロポーザルの実施について（通知）

平素から本会事業にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

このたび本会では、公益財団法人日本体育協会が主催する「第11回日韓青少年冬季スポーツ交流事業」のうち、スキー競技を本県で受入いたします。

つきましては、この事業の旅行業務等を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定することとしましたのでお知らせします。

プロポーザルの詳細等は、本会ホームページに掲載しておりますので、ご参照のうえ、参加を希望される場合は、実施要項に従い期日までに参加表明書をお送りください。

記

1 秋田県体育協会ホームページ

<http://www.akitaikyo.or.jp/>

2 プロポーザル参加資格

- (1) 日本国内の旅行代理店のうち、秋田市内に本店・支店又は営業所を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 秋田県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをされた者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申し立てをされた者

(公財) 秋田県体育協会 総務課 小笠原 TEL 018-864-8090 FAX 018-864-5752 E-mail akitaken@japan-sports.or.jp
---